

機密性2情報

事務連絡

平成25年7月26日

小・中学校長 様

名古屋法務局人権擁護部長 小野昭男 (公印省略)

いじめ相談強化週間の実施について (御依頼)

平素は、法務省の人権擁護機関が行う人権擁護活動につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当局では、愛知県人権擁護委員連合会と連携して、県下教育関係機関の御協力の下、これまでも「子どもの人権110番」及び「子どもの人権SOSミニレター」の広報に努め、子どもの人権問題に関する相談に対応してきました。

今般、名古屋市内の中学生が自ら命を絶つという痛ましい事件が報道されたことを踏まえ、当局では、愛知県人権擁護委員連合会と連携して、別紙「いじめ相談強化週間」実施要領のとおり平日における相談時間の延長及び土日の相談対応を実施することとしました。

そこで、当局で、同強化週間を周知するためのチラシを別添のとおり作製しましたので、生徒・児童及びその保護者の皆様に対して、本取組について周知していただきますようお願い申し上げます。

## 「いじめ相談強化週間」実施要領

名古屋法務局  
愛知県人権擁護委員連合会

### 1 目的

滋賀県大津市における中学生の自殺を契機として、いじめ問題への対応の在り方について社会の関心が高まっている中、本年7月、名古屋市内の中学生が自ら命を絶つという痛ましい事件が報道された。

そこで、小・中学生が新学期を迎える直前の時期に、いじめに関する相談対応を強化する取組を行うこととする。

### 2 実施機関

名古屋法務局及び愛知県人権擁護委員連合会（以下「県連」という）

### 3 実施期間等

#### (1) 実施期間

平成25年8月26日（月）から9月1日（日）までの土日を含む7日間

#### (2) 受付時間

平日：午前8時30分から午後7時まで

土日：午前8時30分から午後5時まで

#### (3) 実施場所

名古屋法務局人権擁護部事務室

### 4 実施方法

#### 相談担当者

県連、名古屋人権擁護委員協議会（以下「名協」という）委員及び当局人権擁護部職員

なお、平日は、名協の子ども人権委員会委員を中心に1名増員して対応する。

### 5 広報の方法

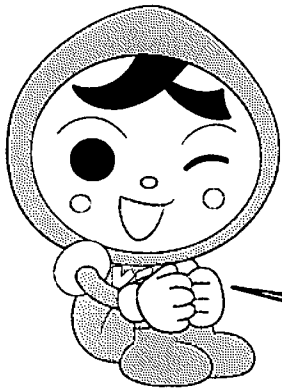
#### (1) 名古屋法務局ホームページへの掲載

#### (2) 愛知県教育委員会等の県内各市町村教育委員会に広報協力依頼

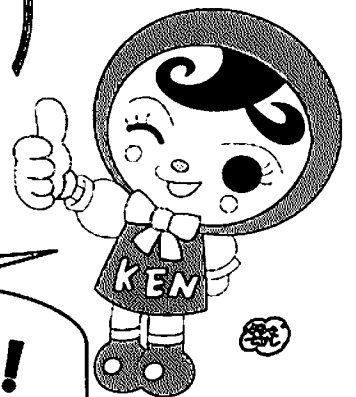
#### (3) 新聞、テレビ等のマスコミに対する報道依頼

# いじめ相談強化週間

8月26日(月)~9月1日(日)



AKENきんぎょ  
人権イメージキャラクター



AKENあゆみちゃん

だれにも言えないSOS!  
私たちに届けてその声を

《子どもの人権110番》

0120 (007) 110

《受付時間》 ※期間中は土・日も受付します

午前8:30~午後7:00

※土・日は午前8:30~午後5:00

名古屋法務局・愛知県人権擁護委員連合会